

## 第4章 施策の推進状況

### 基本方針 自然との共生

#### 1 自然環境の保全

##### (1) 自然環境の把握

###### 自然環境保全基礎調査

平成12年度より市内の自然環境を的確に把握するとともに、保護と利用に関する施策の基礎資料とするため、釧路市では自然環境保全基礎調査を実施しています。

平成12年度～16年度には、現地調査、データ解析、生息・生育図の作成を行い、平成17年度以降の調査では行政機関や研究機関等が、これまでに実施した市域及び釧路湿原における自然環境・野生動植物に関する調査や研究の結果等について、資料を収集・整理しました。

###### 春採湖調査会

春採湖とその周辺の自然環境保全や水質浄化のための基礎的な調査を行うため、自然科学のさまざまな分野の研究者が集まり、昭和60年に春採湖調査会が設立され、春採湖の基礎調査を継続して行っています。

釧路市では、調査会が行った春採湖とその周辺の自然環境の調査結果や市で行った自然観察会、環境保全事業などをとりまとめた「春採湖レポート」を年1回発行し、釧路市ホームページに掲載しています。

###### 身近な指標生物市民調査

釧路市では、市内の身近な動植物を対象として分布調査を行い、市内の自然環境について市民協働で調査を行っています。

調査実施年度	調査対象生物指標
平成13年度～平成14年度	ノコギリソウ類
平成15年度～平成16年度	野鳥

##### (2) 土地利用計画

釧路市では、平成21年に策定した「釧路市都市計画マスタープラン」において、市街化などの都市的な土地利用は水際線より6kmまでにとどめるという方針を明確に定めています。このマスタープランの適正な運用により、釧路湿原などの自然環境を土地利用計画の面からも保全していきます。

##### (3) 近隣町村等と連携した釧路湿原保全

###### 釧路湿原国立公園連絡協議会

釧路湿原を取り囲む釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4市町村と環境省釧路自然環境事務所、北海道釧路総合振興局は「釧路湿原国立公園連絡協議会」を組織し、関係行政機関が連携をとりながら釧路湿原国立公園の保全と適正な利用に取り組んでいます。

同協議会の事務局を釧路市環境保全課に設置し、鶴居村にある温根内ビジターセンターと標茶町にある塘路湖エコミュージアムセンターを拠点として、自然ふれあい活動を展開しています。また、湿原の保全など自然環境に関心を持っている、協議会構成4市町村の子どもたちを対象に、「こどもレンジャー」登録制度を設け、湿原調査や意見交換会など、子どもの視点からの自発的な湿原保全活動を実施しています。さらに、釧路湿原国立公園のガイドブックやホームページなどを作成し、国立公園に関する情報等を提供しています。(ホームページアドレス<http://city.hokkai.or.jp/~kkr946/>)

### 釧路湿原自然再生事業

「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」（国土交通省：平成11年設置）、「釧路湿原自然再生事業に関する実務会合」（環境省：平成14年設置）などにより、釧路湿原の自然再生についての施策の提言、関係者間での意見交換などが行われてきましたが、平成15年1月1日に自然再生推進法が施行され、4月には自然再生基本方針が決定されたことにより、釧路湿原の自然再生も、この法律に基づいて実施することとなり、同年11月には「釧路湿原自然再生協議会」が設立されました。

この協議会の中で、平成17年3月に「釧路湿原自然再生全体構想」がまとめられ、関係機関の連携のもと、地域住民の積極的な参加と幅広い合意形成を目指しながら、各事業が進められています。

### 釧路湿原保全プラン

北海道では、「釧路湿原保全プラン」（平成8年3月策定）を推進するため、釧路湿原保全プラン推進連絡会議を設置し、湿原保全施策に関する関係行政機関相互の連絡調整を行っています。

### 釧路湿原を美しくする会

釧路湿原国立公園の美化清掃を目的として組織された「釧路湿原を美しくする会」では釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4支部が、それぞれの国立公園利用施設とその周辺の清掃を行っています。このうち事務局と釧路市支部を、釧路市環境保全課に置いています。

## （４）関係機関と連携した阿寒湖保全

### 阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会

阿寒湖畔エコミュージアムセンターは阿寒国立公園西地区・阿寒湖周辺の自然散策の利用拠点として、環境省によって整備された施設です。運営は釧路市、足寄町、関係行政機関、教育機関、自然保護団体などで構成する「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」によって行われています。同協議会は阿寒湖畔エコミュージアムセンターの運営管理と阿寒国立公園内の自然環境維持及び適正な利用の推進等を目的として、各関係機関の連絡調整を図り、自然ふれあい活動、美化清掃の推進等の実施による自然保護思想及び美化思想の普及に努めています。

## （５）保全地域等の指定

### 釧路湿原に係る法令等の指定

わが国最大の湿原である釧路湿原は、優れた自然の風景地を保護し、その自然の特性をいかした利用の増進を図るため、昭和62年7月31日、自然公園法に基づき、国立公園に指定されました。

釧路湿原国立公園は、釧路川に沿って展開する釧路湿原を中核とする地域で、釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4市町村にまたがっています。釧路湿原は、「他の地域では既に失ってしまっているわが国の平野部の原自然が保全されており、湿原全体を支配するヨシと散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する自然性の高い広大な水平的景観は、わが国では他に例をみない特異性」を示しています。景観だけでなく、湿原にはヨシ、スゲ類などの特徴的な植物が見られ、特別天然記念物タンチョウをはじめ、キタサンショウウオ、イトウなど野生生物の宝庫でもあります。

また、釧路湿原は、文化財保護法により天然記念物に指定されているほか、タンチョウの生息地として国指定鳥獣保護区に、さらにその主要部は国際的な重要性が評価されラムサール条約登録湿地に指定されています。

表4-1-1 釧路湿原の法令等指定状況

(単位：ha)

区 分		指定面積	釧路市域	根拠法令
釧路湿原 国立公園	特別保護地区	6,490	-	自然公園法
	第1種特別地域	1,769	-	
	第2種特別地域	3,359	-	
	第3種特別地域	6,765	1,745	
	普通地域	8,478	839	
	合 計	26,861	2,584	
国指定釧路湿原鳥獣保護区 (うち特別保護地区)		11,523 (6,962)	-	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
ラムサール条約登録湿地		7,863	-	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
国指定天然記念物「釧路湿原」		5,012	-	文化財保護法
鳥通学術自然保護地区		7.05	-	北海道自然環境等保全条例

## 阿寒湖に係る法令等の指定

阿寒湖の全域を含む阿寒国立公園は、国立公園法（現在は自然公園法）に基づき、昭和9年12月4日、大雪山国立公園とともに国立公園に指定され、北海道で最も歴史のある国立公園です。

阿寒国立公園は、北海道東部に位置し、雄阿寒岳と雌阿寒岳等の火山性山岳景観が織りなす優れた原始的景観を有する「火山と森と湖」の公園です。公園は西側の阿寒湖を中心とした地域と東側の屈斜路湖・摩周湖を含む地域に大きく二分されます。阿寒国立公園を構成する市町村は、釧路市、弟子屈町、美幌町、津別町、足寄町、標茶町、白糠町、大空町、中標津町、清里町、小清水町の11市町にまたがっています。

阿寒湖に生息するマリモは、その美しい姿や希少性から1952年に文化財保護法により国の特別天然記念物に指定されています。

平成17年11月には、阿寒湖が国際的に重要な湿地として、ラムサール条約登録湿地に登録されました。

表4-1-2 阿寒湖の法令等指定状況

(単位：ha)

区 分		指定面積	釧路市域	根拠法令
阿 寒 国立公園	特別保護地区	10,421	5,688	自然公園法
	第1種特別地域	20,287	3,237	
	第2種特別地域	24,460	10,361	
	第3種特別地域	17,688	3,703	
	普通地域	17,625	2,609	
	合 計	90,481	25,598	
ラムサール条約登録湿地		1,318	1,318	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
国指定特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」		-	-	文化財保護法

## 環境緑地保護地区等

北海道自然環境等保全条例に基づき、市街地やその周辺地の環境緑地として維持することが必要な樹林地や水辺地、良好な自然景観地等の保護のために指定されているもので、市内では環境緑地保護地区として1カ所、記念保護樹木として1カ所が指定されています。（指定時の名称は「日進小学校」ですが、平成20年4月の学校統合により校名は、釧路小学校に改称しています。）

表4-1-3 環境緑地保護地区

名称	面積 (ha)	指定年月日	所在地	指定の目的
釧路小学校 (旧名称： 日進小学校)	0.16	昭和49年3月30日 (名称変更： 平成21年10月9日)	浦見2丁目33外	市街地における環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護

表4-1-4 記念保護樹木

名称	本数(本)	指定年月日	所在地	指定の目的
日進小学校の サンナシ	1	昭和49年3月30日	浦見2丁目35	学校美化の記念として親しまれている樹木の保護

## 鳥獣保護区等

鳥獣保護区は野生生物の保護繁殖を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の生息環境の保全が必要な地域に設定され、市内では7カ所が道指定鳥獣保護区に設定されています。

また、銃猟による危険予防を目的として、市内2カ所が特定猟具を禁止する区域に設定されています。

表4-1-5 鳥獣保護区等の設定状況

(平成22年3月31日現在)

区分	名称	面積(ha)	指定者	指定期日
鳥獣保護区 (身近な鳥獣生息地)	駒牧高谷	111	北海道	昭和53年10月1日
	春採湖	69		平成12年10月1日
鳥獣保護区 (森林鳥獣生息地)	馬主来	296		昭和39年10月1日
	シュンクシタカラ	552		昭和51年10月1日
	阿寒湖	8,808		昭和41年10月1日
	ベンケトー	515		昭和40年10月1日(国設) 昭和58年10月1日 (国設から道設へ)
	阿寒	5,373		昭和56年10月1日
特定猟具使用 禁止区域	北斗	16		平成13年10月1日
	音別二俣	239		平成11年10月1日

表4-1-6 自然保護監視員と鳥獣保護員

(平成22年3月31日現在)

	氏名	担当区	任命者
自然保護監視員	山岸 彬	釧路湿原国立公園(釧路市)	北海道
	田中 政人	阿寒国立公園(阿寒湖畔他)	
	松本 貴志	阿寒国立公園(阿寒湖畔他)	
鳥獣保護員	横山 義昭	旧釧路市東部	
	高谷 茂	旧釧路市西部	
	赤堀 正道	旧阿寒町一円	
鳥獣保護兼希少野生 動植物保護監視員	八島 守	旧音別町一円	

## 2 生物の多様性の保全

### (1) 希少な野生生物の保護増殖

生態系の基本的構成要素である野生動植物はその多様性によって生態系のバランスを維持していることから、自然環境を保全していくためには、多様な生物相全体を保全していくことが重要となっています。

特に絶滅のおそれのある種については、増殖に努め、個体数を回復していくことが求められています。釧路市動物園では、タンチョウ、シマフクロウ、クマタカ、シジュウカラガン、オジロワシ、オオワシなどの希少種の増殖を進めています。

#### シマフクロウ

釧路市動物園は、環境省からシマフクロウについての保護増殖事業者として認定され、増殖事業を委託されています。

飼育下での安定した個体群を確立するため自然孵化・育雛による増殖を進めており、平成21年度は、一つがいから自然孵化で1羽が孵化しましたが当日死亡してしまいました。また、遺伝的多様性を確保するためにオスの野生個体が1羽導入され、ペアリングを試みしていますが繁殖行動には至っていません。飼育個体は12羽となりました。

#### タンチョウ

数の少なくなった野生動物を飼育下で繁殖させ、野生に戻す試みとして、釧路市動物園では、「飼育下で繁殖したタンチョウを野生復帰させるために必要な飼育技術の確立」をするため、(社)日本動物園水族館協会の助成を受け、足輪を付けたタンチョウの野外放鳥を平成13年度から17年度まで、計14羽で実施しました。その後も、タンチョウ保護研究グループとの共同調査で、飼育繁殖した個体に足環や電波発信機の装着を行っており、平成21年度までに計11羽に足輪を装着しています。

また、平成15年度からは、足輪を付けたタンチョウの情報を収集するために、タンチョウの生息地に住む道東一帯の小学生全員にカードを配布し、情報を寄せてくれた子どもたちには「ありがとうカード」を送って結びつきを深めています。

動物園では、飼育下ばかりではなく、野生のタンチョウについても、傷病収容される野生タンチョウの治療と死亡原因の究明を行なっています。平成21年度に収容された29羽のうち生体で保護されたものは9羽で、そのうち傷病収容が7羽、スラリ 貯蔵落下による収容は2羽(雛)でした。傷病収容個体のうち5羽が治癒し、うち4羽は足輪を付せられて、残りの1羽は付せず放鳥されました。収容した雛の1羽については、放鳥に向けて現在訓練中です。

#### キタサンショウウオ

釧路市立博物館では、キタサンショウウオの卵嚢調査を実施しています。平成21年度には、安原人工池5カ所で17卵嚢を確認しています。

また、市教委生涯学習課では同人工池の草刈等を行い環境保全に努めています。

#### ヒブナ

釧路市立博物館では、春採湖に生息するヒブナの生息状況を調査するとともに、ヒブナ資源を保護するために人工増殖実験に取り組んでいます。

ヒブナの生息状況調査は、地引網による調査で、13年度以降は3年おきに実施しています。平成13年度には4尾を確認しましたが、平成16年度と平成19年度の調査ではヒブナを確認できませんでした。

一方で、ヒブナやフナが産卵する沈水植物のマツモやリュウノヒゲが減少し、産卵環境が悪化していることから、平成18年度よりプラスチック製の人工水草を設置し、産卵場所の確保に努めています。平成21年度は、湖の3箇所に合計200本設置したところ、6月中旬

及び7月の初旬に産卵が確認できました。

また、人工増殖実験で確保できたヒブナ稚魚の放流も継続実施しておりますが、平成21年度は産卵実験が不調に終わりましたので、平成20年度に確保できたヒブナ成魚47尾を放流しました。

### マリモ

釧路市教育委員会では、阿寒湖を代表する生物であるマリモの保護管理手法の確立を目指して、国内外の研究機関や地元のマリモ保護団体と協力しながら、マリモの生態研究とその生育地である阿寒湖の環境調査を実施しています。これまでに、湖内におけるマリモの生育分布状況や生態的な多様性、球状マリモの生成過程、マリモが成長あるいは群生する際に必要とされる環境条件などについて数多くの新しい発見がもたらされています。こうした成果を踏まえ、平成21年には環境省の生物多様性保全推進支援事業を活用して22の団体・機関からなる「阿寒湖のマリモ保全対策協議会」を設立し、マリモの保護育成試験や保護管理計画の策定作業などマリモ保護の具体化に向けた取り組みを始めています。

### (2) ハマナス群落の復元

釧路市大楽毛の水産加工団地から白糠町に至る海岸線は、かつてハマナスやノハナショウブ等の群落が続く「原生花園」のような景観を呈していました。しかし、砂の採取などにより、豊富な構成種を誇る植物群落の多くが失われ、わずかな区域に昔の面影をとどめているだけとなっています。

釧路市では、豊かな海岸植生の復元を図るため、地域住民や自然保護団体・市民団体などの協力を得て、昭和63年から毎年、大楽毛海岸にハマナス苗を植栽しています。

平成12年度より試験的に大楽毛海岸に自生するハマナスの株分けを行いました。平成13年度より苗の植栽から自生ハマナスの株分けに転換し、平成16年度からは自生ハマナスの種から発芽させた実生苗の植栽を行っています。また、平成17年度からは、大楽毛海岸に植栽するための実生苗を、市民ボランティアの参加を得て自生ハマナスの種から育成する、ハマナス苗育成事業を行っています。平成18年10月と平成19年1月に発生した高波の影響により植栽予定地が砂に覆われたため、平成19年度は状況を確認することとし、植栽は実施しませんでした。平成20年度以降は、これまでの植栽地の状況観察を継続しつつ、植栽地を変更して植栽を実施しました。

### (3) 春採湖のウチダザリガニ捕獲

春採湖は、ヒブナ生息地として国の天然記念物に指定されており、また、自然豊かな市民の憩いの場として親しまれていますが、近年、専門家の調査等によりウチダザリガニの生息が確認され、ウチダザリガニが湖内水草を捕食することによるヒブナその他の魚類や水鳥等の生息環境に対する影響が危惧されています。

釧路市では、平成18・19年度の2カ年にわたって湖内のウチダザリガニの生息状況調査を実施し、生態や生息箇所などのデータ収集と分析を行いました。その結果を元に平成20年度からは本格的なウチダザリガニ捕獲事業を実施するとともに、市民を対象とした特定外来生物の学習会も実施しています。

春採湖ウチダザリガニ捕獲数一覧

年度	雄	雌	合計
18年度	895	552	1,447
19年度	542	384	926
20年度	795	695	1,490
21年度	945	1,026	1,971
合計	3,177	2,657	5,834

#### (4) 傷病鳥獣の保護

ケガや病気などで弱っている野生鳥獣を保護し、適切な治療を行い自然に復帰させることによって、野生鳥獣の保護や鳥獣保護思想の普及啓発などを図るため、北海道では、市町村や北海道獣医師会、公立動物園等の協力のもとに、平成9年度に「傷病鳥獣保護ネットワークシステム」を発足させ、釧路市は収容の調整にあたっています。このシステムでは、発見された傷病鳥獣のうち治療を要するものについては、指定診療施設で応急手当を行い、このうち回復に時間の要するものは公立動物園等で保護しています。

釧路市動物園では、北海道からの委託により、傷病鳥獣の治療や保護を行っています。治療を行った個体のうち、回復したものについては自然界に放し、復帰できないものについては増殖に供し、繁殖した個体の野生復帰を図ることとしています。

また、死亡した個体については、死因の解明を行い、野生動物の現状把握に努めています。平成21年度は30種64点が収容され、9種17点を野外放鳥しました。

#### (5) 野生生物の保護管理

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律では、野生生物の飼養や鳥獣捕獲等には許可または登録が義務付けられています。釧路市における平成21年度の許可・登録件数は飼養3件、捕獲等33件でした。

北海道が策定している「エゾシカ保護管理計画」により、釧路市もエゾシカ個体数管理事業に協力しています。釧路市では、「エゾシカ農作物被害対策事業」として、エゾシカの駆除を実施しており、平成21年度は1,359頭を駆除しています。

また、ヒグマの出没に関しては、平成21年度に釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議及び釧路地区、阿寒町地区、音別町地区ヒグマ対策連絡会議等を設置して、関係機関と連携して情報収集にあっており、必要に応じて北海道猟友会釧路支部と白糠郡支部の協力を得て警戒出動を行っています。平成21年度は警戒出動を1回、箱わな設置を1回、捕獲出動を1回、それぞれ実施しています。

### 3 自然とのふれあいの推進

#### (1) 自然と親しむ施設

春採湖は、ヒブナの生息地として国の天然記念物に指定されており、湖畔一帯は豊かな自然環境にも恵まれ、野鳥観察や湖畔の散策など多くの市民に利用されています。

釧路市では、春採湖周辺に野鳥観察施設や野草園、周遊園路を整備するなど、市民が自然と親しむにふさわしい施設整備を進めており、春採湖畔にネイチャーセンターを設置し、春採湖で散策等を行う市民の憩いの場とするとともに、関連資料等の展示を行っています。また、毎年、散策路を彩る修景緑化事業を実施しています。さらに、春採湖南岸地区では、平成13年度から10年計画で市民団体による市民の森の植栽が始められ、平成18年度より、春採公園南岸市有地（市民の森）の管理用園路の造成と暗渠排水等の整備を継続しています。

山花公園は動物園、山花温泉リフレなどの多くの施設が整備されていますが、広大な里山の自然と親しむための施設の充実がすすめられています。

武佐の森は市街地に残された自然豊かな森として自然観察などに利用できる「森の学校」として散策路や休憩所などの整備が平成12年度末に完了しています。

阿寒本町地区には、あかんランド丹頂の里に宿泊施設の赤いペレー、キャンプ場、バンガロー、レンタル農園、阿寒国際ツルセンター、サイクリングロードなど多くの施設が整備され、四季を楽しみながら自然にふれあうことができます。

音別地区の「ふれあいの森」は平成12年に整備され、ウッドチップが敷き詰められた歩道や溪流路の散策や、またイチイ・ハマナス・ツツジなどの森林浴等を楽しむことが出来ます。

## (2) 自然体験学習会等の開催

釧路市、釧路市教育委員会や釧路湿原国立公園連絡協議会、阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会などでは、釧路湿原・阿寒湖・春採湖などのフィールドや体験学習センター「こころみ」などの施設を利用して各種の自然体験学習会、天体観測等を実施しており、市民に自然とふれあう機会を提供しています。

## (3) 普及啓発・情報提供

釧路市では、普及啓発や情報提供として「くしろ自然ウォッチングガイド」の発行、釧路市ホームページへの掲載を行っています。また平成12年度から、春採湖保全の取り組みを紹介する「春採湖なんでもパネル展」を春採湖ネイチャーセンター等で開催しています。阿寒生涯学習課では、タンチョウ保護の普及啓発のために、阿寒町タンチョウ鶴愛護会と共同でタンチョウリーフレット「すばらしきタンチョウ」を制作し、阿寒国際ツルセンターの来館者等に配布しています。

# 4 自然環境分野における国際協力の推進

## (1) 国際協力事業の実施

釧路市は、国や国際機関・関係市町村・NGOなどと連携を取りながら、湿地保全や水鳥の保護に関する国際協力活動を行っています。

また、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議に構成自治体として参加するなど、国内のラムサール条約登録湿地を抱える市町村との連携を図っています。

### 姉妹湿地との交流

平成6年11月、オーストラリアのクーラガング湿地及びその周辺湿地（現在の名称はハンター河口湿地）と釧路地域の3つのラムサール条約登録湿地（釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原）が姉妹湿地提携を交わし、双方の高校生、研究者、行政担当者との間で湿地保全に関する情報交換や人的交流が進められています。提携から10年後の平成16年11月には、関係6市町村の代表が、姉妹湿地のあるオーストラリア・ニューカッスル市とポートスティーブンス郡を訪問し、姉妹湿地提携を更新しました。

平成20年11月には、ポートスティーブンス姉妹都市委員会の来釧を歓迎し、スタディーツアーや交流ティーパーティを実施しました。

### 水鳥飛来地ネットワークへの参加

釧路湿原の関係自治体として、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（旧アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略）に参加しており、渡りのルートにおける国際的に重要な湿地の適切な管理を通じて、ツル類とガンカモ類の継続的な保全活動に協力しています。平成15年度には、国内ツル類保護の関係者らによる「北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワーク・国内ワークショップ」の参加者を交えた公開フォーラム「ツルの未来」を開催しています。

### 専門家の派遣

平成3年から8年にはスイスのラムサール条約事務局に野生生物の専門家である職員1名を派遣したほか、国際協力機構（JICA）の専門家派遣事業を通じ、平成12年にはマレーシア、平成13年にはブータン、平成14年にはモンゴル、リトアニア、ブルガリア、平成15年度にはブータン、マレーシア、さらに平成17年度にはメキシコ、マレーシアに職員を派遣し湿地保全等の技術移転に取り組んでいます。

### マリモの保全

釧路市教育委員会では、マリモの保護・研究活動を海外の大学や研究機関・博物館などと協力して進めており、中でも阿寒湖とならんで球状マリモの存在が知られるアイスラン

ドおよびエストニアとは、平成11年以降、職員の派遣・交流をはじめとして、共同調査の実施やシンポジウムおよびワークショップの開催など、さまざまな取り組みが続けられています。平成21年度から環境省の支援を受けて始まった阿寒湖西部水域における過去に消滅したマリモ个体群の復元再生研究事業でも、湖底に遺されたマリモ遺骸の堆積状況から過去の生育状況や湖環境の変遷を明らかにする研究にアイスランドの研究者が参画しています。

## (2) 釧路国際ウェットランドセンター(KIWC)の活動

平成5年6月、釧路でラムサール条約第5回締約国会議が開催されました。この会議を契機として、釧路市は、釧路地域のラムサール条約登録湿地(釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原)にかかわる地方自治体と連携し、関係行政機関、教育機関、自然保護団体、関係国際機関等の協力の下に、地方の立場で湿地保全のための国際協力推進を目的とする活動拠点として、平成7年1月、釧路国際ウェットランドセンター(KIWC)を設立しました。(現在は、平成17年11月にラムサール条約登録湿地となった阿寒湖も含めています。)

KIWCは、釧路地域の豊かな自然、充実した施設、豊富な人材等を活用しながら、関係機関の支援の下に、「湿地の保全とワイズユース」の推進に取り組むことにより、国際社会に寄与することを目的としています。

その主な活動として、

湿地生態系保全等に関する研修コースの実施

湿地環境及び生物多様性保全に関する会議・ワークショップの開催

湿地生態系モニタリング調査の実施及びデータベースの構築

湿地の管理に関する技術開発及び助言

湿地の保全とワイズユースの普及啓発及び出版事業の実施

湿地エコツーリズムの検討・プランニング及び情報提供

国際協力の推進及び関係機関との協力・提携

などを積極的に展開しています。

平成21年度は、独立行政法人国際協力機構(JICA)からの委託事業として、「ラムサール条約・生物多様性条約に係わる湿地の保全と利用研修」(2カ国4名参加)、「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)研修」(3カ国5名)、「モンゴル湿原生態系保全プロジェクト研修」(モンゴル4名)を実施しました。

学識経験者及び専門家で構成する技術委員会では平成19年～21年のテーマである「湿地生態系にかかわる外来種に関する研究」の一環として、釧路地域のラムサール条約登録湿地周辺における、特定外来種アメリカミンクの生息状況に関するアンケート調査を行いました。

調査後に報告会を開いて結果を発表するとともに、ミンクを中心に外来種問題を考えるための普及啓発資料としてリーフレットを発行し、関係機関や学校などに配布しました。

また、上記の調査を含む3年間の研究活動の成果を報告書にまとめ、全国の自然保護関係機関や希望者に配布しました。

このほか、地域住民を対象に釧路湿原エコツアーを実施するなど、さまざまな活動を展開しています。

ニュースレター(邦文・英文)、KIWC紹介パンフレット(邦文・英文)を発行するとともに、KIWCホームページ(邦文・英文)を開設し、ラムサール条約や地域での活動についての普及と情報提供に取り組んでいます。

(ホームページアドレス<http://www.kiwc.net/>)

表4-1-7 釧路市における湿地保全や水鳥の保護などに関する主な国際協力活動のあゆみ

開催時期	会議等名称	主催者	備考
平成4年10月	アジア湿地シンポジウム	環境庁、北海道、滋賀県、ラムサール釧路会議地域推進委員会等	
平成4年10月	ラムサール条約常設委員会	ラムサール条約事務局	
平成5年6月	ラムサール条約第5回締約国会議	ラムサール条約事務局	
平成5年6月	ボン条約常設委員会	ボン条約事務局	ボン条約：移動性野生動物種の保全に関する条約
平成5年8月	国際シンポジウム「トンボの生息環境とその保護」	トンボ保護国際シンポジウム実行委員会	
平成6年10月	JICA 湿地及び渡り鳥保全研修コース	JICA、KIWC（準備委）	平成7～10年度 継続実施
平成6年11月	東アジア・オーストラリア湿地・水鳥ワークショップ	環境庁、オーストラリア自然保護庁、AWB、IWRBJ	
平成7年9月	北東アジア・北太平洋環境フォーラム	KIWC、国際水禽湿地調査局日本委員会等	
平成8年7月	第2回東アジア国立公園保護地域会議	IUCN、東アジア国立公園保護地域運営委員会等	
平成8年8月	国際湿原保全釧路会議（IMCG）	IMCG、IMCG 釧路会議実行委員会、KIWC	
平成10年3月	地域レベルの湿地保全活動に関する国際ワークショップ	KIWC、IUCN 社会政策グループ、WWF 等	
平成10年9月	生物多様性に係る多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ	UNITAR、KIWC	平成11～20年度 継続開催
平成11年2月	JICA 自然公園の管理・運営と利用（エコツアー）研修	JICA、KIWC	平成12～20年度 継続実施
平成11年10月	JICA 湿地環境及び生物多様性保全研修	JICA、KIWC	平成12～20年度 継続実施
平成12年4月	国際シンポジウム「サンショウウオからみた湿原」	北海道サンショウウオ研究会	
平成12年6月	「シンポジオ：湿地の再生」	釧路開発建設部・KIWC	
平成13年9月	地球温暖化と湿地保全に関する国際ワークショップ	国立環境研究所	
平成13年11月	農業地帯における河畔緩衝帯の水質浄化能の解析とその設置法に関するワークショップ	河畔緩衝帯国際会議企画運営委員会	
平成14年1～2月	JICA ラムサール登録湿地における生物多様性の保全とワイズユース研修	JICA、KIWC	
平成14年2月	北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワークでの環境教育とエコツーリズムに関するワークショップ	日本野鳥の会、環境省、釧路市 等	
平成14年2～3月	JICA ツル飛来地の保全とワイズユース研修	JICA、KIWC	
平成15年2月	国際フォーラム「湿原の自然をとりもどすために」	ラムサールセンター、KIWC	

平成15年3月	JICA EU 基準達成をめざした自然公園ワ イズユース施策の策定手法研修	JICA、KIWC	
平成15年7月	ラムサール条約釧路会議 10 周年記 念国際ワークショップ「ラムサール 湿地の賢明な利用 ラグーン湿地に 注目して」	ラムサール湿地ワイズユ ース開催実行委員会 (KIWC、ラムサールセンタ ー他で構成)	
平成15年11月	北東アジア地域ツル類重要生息地ネ ットワーク・国内ワークショップ 市民フォーラム「ツルの未来」	日本野鳥の会、KIWC	
平成15年11月～ 平成16年2月	ラムサール湿地保全国際こども作品 展	KIWC	
平成16年3月	フォブジカ谷におけるオグロツル生 息地の保全研修	JICA、KIWC	平成15～17年度 継続実施 フォブジカ谷：ブー タン王国の中央部
平成16年6～7月	JICA 中国水利人材養成プロジェクト 研修	JICA、KIWC	
平成18年3月	KIWC 設立 10 周年事業 国際ツルフォーラム	KIWC	
平成18年3月～4月	国際ツル作品展	KIWC	
平成19年11～12月	JICA「住民参加型自然環境保護（モ ンゴル）」研修コース	KIWC	平成 19～21 年度継続 実施
平成20年6～7月	国連訓練調査研究所（UNITAR）研修 ワークショップ	UNITAR、KIWC	
平成21年5～6月	JICA「ラムサール条約・生物多様性 条約に係わる湿地の保全と利用」研 修コース	KIWC	平成 21～23 年度まで 継続実施予定